座間市地域防災計画 改定の概要

令和5年12月15日

1 計画の目的

座間市地域防災計画(以下「本計画」という。)は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、座間市防災会議が作成する計画であって、市、関係機関、市民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって、市の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、土地の保全と市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

2 改定の背景

本計画は、平成29年2月以降、改定が行われていないことから、それ以降に改正された 関係法令等及び国・神奈川県の上位計画、本市の関連計画や行政組織改編との整合を図ると ともに、近年の大規模災害の発生状況等を考慮し、市の災害対応の実効性をさらに高めた計 画とすべく改定を行う。

3 改定のポイント(改定方針)

- ① 関係法令等(災害対策基本法、水防法、土砂災害防止法、防災に関する指針・ガイドライン等)や上位計画(国の防災基本計画、神奈川県地域防災計画)との整合
- ② 座間市の取組の反映
 - ・ 令和5年4月の座間市組織改編の反映等
- ③ 座間市を取り巻く状況や社会情勢の変化を踏まえた防災対策の見直し
 - ・感染症対策に配慮した避難所運営、多様性の視点を取り入れた防災等
- ④ 近年の気候変動に伴う災害の激甚化・頻発化等を踏まえた配備体制の見直し
 - ・地震及び風水害における配備体制の見直しと共に、配備時期を明確化
- ⑤ 時点修正
 - ・人口データ等の見直し
- ⑥ 計画の具体化・見やすさの向上
 - ・【地震】、【風水害】、【共通】のマークにより、地震対策又は風水害対策の記載を区別
 - ・各節や項目の整理を図ると共に、必要に応じて資料編へ移行

4 主な改定事項

① 第1編 総則

構成	改定事項
第1節	<本計画の位置付け>
本計画の目的及び構成	・本計画の法令上の位置付けや、関連計画との関係を追加し
	た。
	<本計画の想定>
	・本計画が想定している災害を明記した。
第2節	<市民の責務>
本計画の推進主体とその	・市民の責務や、災害時に取るべき行動の他、自治体等から
役割	の情報により、適時適切な避難行動を取ることを追加し
	た。
第3節	〈資料編へ移行〉
本市の概況	・現行計画の「第3節 本市の概況」及び「第4節 地震被
第4節	害の想定」は資料編へ移行した。
地震被害の想定	

② 第2編 災害対策計画編

構成	改定事項
第1章 災害予防対策計画	
第1節	<災害に強いまちの形成>
計画的な土地利用と市街	・災害特性に配慮した土地利用の誘導や避難に必要な施設の
地整備	整備等、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災
	害に強いまちの形成を図る必要があることを追加した。
	<盛土による災害の防止に向けた対応>
	・県及び市は、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれがあると
	判断したものについて、各法令に基づき、速やかに撤去命令等
	の是正措置を行うことを追加した。
第3節	<要配慮者関連施設の土砂災害防止対策>
がけ崩れ等対策の推進	・高齢者、障がい者等防災上の配慮を要する者が利用する施
	設(要配慮者利用施設)に対する情報提供、必要な訓練そ
	の他の措置に関する計画の作成等、防災体制の整備に努め
	ることを追加した。
第6節	<エレベータにおける閉じ込め防止>
建築物等の安全対策	・エレベータにおける閉じ込め防止等を進めるための安全基
	準について普及啓発を行うことを追加した。
第7節	<デジタル化の促進>
災害時情報の収集・提供	・防災・減災におけるDX(デジタルトランスフォーメーシ
体制の整備	ョン)を積極的に推進することを追加した。
	<災害情報受伝達手段の整備>
	・災害情報受電手段を整備あるいは運用し、伝達手段の多重
	化、多様化を図ることを追加した。
第8節	<本部の運営体制の整備>
災害対策本部等組織体制	・災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の
の整備	整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるこ

構成	改定事項
	とを追加した。
第10節	<多様性の視点を取り入れた防災>
避難対策	・要配慮者や性的マイノリティの方へのケア、避難者のプラ
ΣΕΛΕΛΙΙΣΙΚ	イバシーの確保、ペット同行避難等、多様な視点に配慮し
	た避難所運営に向けた事前準備を行うことを追加した。
	・避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの
	発生防止に努め、被害者への相談窓口情報の提供を行うよ
	う努めることを追加した。
	・避難情報が発令された場合の適切な避難行動について周知
	・想定される災害毎に、避難場所や確認すべき防災情報など
	を記載した「災害・避難カード」や「マイ・タイムライ
	ン」などの作成の促進を補助することを追加した。
	・避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に
	一般無所におりる家庭動物のための避難パペースの確保等に 努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支
	後が支げられるよう、連携に劣めることを追加した。 <避難所の感染症対策>
	・避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避
	難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難
	所レイアウト等の必要な措置を講じるとともに、避難生活
	に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める ことを追加した。
第12節	ことを理加した。 <避難行動要支援者名簿及び個別支援計画の作成>
第 1 2 即 要配慮者対策	・避難行動要支援者の避難支援対策として、避難行動要支援
安配應有刈泉	・
	<外国人対策>
	・外国人対策として、災害時に関する基礎的な知識やとるべ
	き行動等の多言語による啓発、災害に関する標識等の多言 語化、外国人を含めた防災訓練、防災教育等の実施、指導
	日
	<二次避難所の受入れ>
	・二次避難所施設における要配慮者の受入れに関する留意点等を追加した。
第13節	マを坦加した。 <物資の供給体制の整備>
	・ 大規模災害時には、物資受入拠点(地域内輸送拠点)を速
防災資機材、食料、飲料	
水及び生活必需物資の確	やかに開設することで、円滑な物資の受入体制の確保に努めることを追加した。
保対策	
	・民間事業者との協定締結や、輸送拠点として活用可能な民間事業者の答理なる権力を制む、関連業者の答理なる権力を制む。
	間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築することなら加した。
第15節	築することを追加した。 <加理体制の確立 >
第15節	<処理体制の確立>
災害廃棄物等の処理対策	・平時から県、自衛隊を含めた担当者間と関係を築き、災害時の災害廃棄物の処理体制を連めかに確立できると思
	時の災害廃棄物の処理体制を速やかに確立できるように備
** 1 0 **	え、適正かつ円滑・迅速な処理を行うことを追加した。
第18節	<受援体制の整備>
広域応援体制等の拡充	・自衛隊及び緊急消防援助隊等、応援部隊の活動拠点を追加

構成	改定事項
	した。
	・国や他の地方公共団体等からの応援職員等の執務スペース
	を確保するなど、受援体制の整備に努めることを追加し
	た。
第21節	<防災知識の普及の充実>
防災知識の普及	・学校における防災教育の充実、防災に関する教材(副読
	本)の充実等により社会全体としての防災意識の向上に努
	めること等を追加した。
第22節	<感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練の実施>
防災訓練の実施	・感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を実施するこ
	とを追加した。
第23節	<浸水想定区域における避難、浸水対策等>
水害予防計画	・浸水想定区域における避難の確保、要配慮者利用施設等に
	ける避難、浸水対策等を追加した。
第24節	<災害救助実施体制の充実>
災害救助実施体制の充実	・県計画に合わせて、災害救助実施体制の充実に関する記載
【新設】	を追加した。
第2章 災害応急対策計画	
第1節	<自主防災組織の行動>
災害時の行動	・災害時の行動に自主防災組織がとるべき行動を追加した。
第3節	<座間市行政組織を踏まえた修正>
応急活動体制の構築	・座間市行政組織(令和5年4月組織改編)を踏まえた事務
	分掌等に修正の上、配備体制の明確化及び実効性のある運
	用体制とした。
第6節	<避難勧告・避難指示の一本化等>
避難対策	・避難情報の発令基準を5段階の警戒レベルを用いた表記と
	した。
第12節	<有害物質の漏えい又は石綿の飛散への対策>
二次災害防止対策	・有害物質の漏えい又は石綿の飛散への対策を行うことを追
	加した。
第15節	<避難行動要支援者対策>
要配慮者支援対策	・避難行動要支援者の速やかな避難誘導や、安否確認に伴う
	情報伝達体制の整備、個別支援計画の策定、避難誘導体制
	の整備、避難訓練の実施を図ることを追加した。
第17節	<給水が困難な場合の支援要請>
応急給水活動	・給水が困難な場合における飲料水等の物資支援要請等の
tita - tita	他、協定締結先への支援要請について追加した。
第23節	<仮置場の設置>
災害廃棄物処理対策	・発災後、速やかな災害廃棄物の発生量等を推計すると共
	に、仮置場の設置について追加した。
	<協力体制>
	・座間市災害廃棄物処理計画等に基づく体制の整備と、相互
# 0 0 # ·	間の連絡体制を確立することを追加した。
第29節	<「南海トラフ地震防災対策推進計画」の策定>
南海トラフ地震防災対策	・中央防災会議策定の「南海トラフ地震防災対策推進計画」
推進計画	に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」を本節にお
姓 0 亲 《字传归》称 9 为	いて策定した。
第3章 災害復旧・復興対	東計

構成	改定事項
第1節	<応援職員の感染症対策>
復興体制の整備	・応援職員の派遣に当たっては、感染症対策に配慮すること
	を追加した。
	<市民相談への対応>
	・ホームページや広報紙等を利用した情報提供や、臨時相談
	窓口等について、追加した。
第2節	<住宅の復興対策に関する調査>
復旧・復興に関する調査	・個々の被災者の被害の状況や、配慮を要する事項等を、一
	元的に集約した被災者台帳を作成すること等を追加した。

③第3編 特殊災害対策計画編

構成	改定事項
第3節	<消防機関との連携強化>
道路災害対策計画	・火災による被害の拡大を最小限に留めるための連携強化に
	努めることを追加した。
第6節	<災害の拡大防止・二次災害の防止>
大規模な火事災害対策計	・災害の拡大防止と二次災害の防止活動に関することを追加
画	した。
第7節 雪害対策計画	<住民等への警報等の伝達>
	・伝達手段の多重化、多様化を図るよう努めることを追加し
	た。

5 今後のスケジュール

時期	内容
令和5年12月15日~ 令和6年1月15日	本計画(案)のパブリックコメント実施
令和6年1月中旬~ 2月下旬	本計画(案)への意見反映及び整理
令和6年3月中旬	第2回 防災会議(計画の承認、策定)
令和6年4月上旬	「本計画」公表